第明治二十五種郵便物認可　三十一年三月三十日

暗号等資産関連有価証券		動産の信託	
電子記録移転有価証券表示権利等		土地及びその定着物の信託	
信託受益権（特定信託受益権を除く。）		地上権の信託	
特定信託受益権		土地及びその定着物の賃借権の信託	
電子決済手段（特定信託受益権を除く。）		包括信託	
受託有価証券		その他の信託	
暗号資産			
金銭債権			
［略］			
［略］			

㈱　［略］

（記載上の注意）

１．「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第２条第14項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の３第２項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号等資産関連デリバティブ取引（第30条の18第２号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第１条第４項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

［２．～５．　略］

＜参考＞

上記㈱共同信託他社管理財産には、当社と○○○○が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産（以下「職務分担型共同受託財産」という。）○○○○百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

（単位：百万円）

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
［略］			

△

○

暗号資産関連有価証券		土地及びその定着物の信託	
電子記録移転有価証券表示権利等		地上権の信託	
信託受益権		土地及びその定着物の賃借権の信託	
受託有価証券		包括信託	
暗号資産		その他の信託	
金銭債権			
［同左］			
［同左］			

㈱　［同左］

（記載上の注意）

１．「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第２条第５項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の３第２項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第１項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第１条第４項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

［２．～５．　同左］

＜参考＞

上記㈱共同信託他社管理財産には、当社と○○○○が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産（以下「職務分担型共同受託財産」という。）○○○○百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

（単位：百万円）

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
［同左］			